

1 関係規約等

(1) 京都府実業団バドミントン連盟規約 (昭和30年4月1日制定)

第1章 名称および組織

第1条 本連盟は、京都府実業団バドミントン連盟と称する。

第2条 本連盟は、京都府下に事業所をもつ職域団体(実業団)をもって組織する。

第3条 本連盟の本部は、理事長のもとにおく。

第2章 目的および事業

第4条 本連盟は、京都府におけるバドミントン競技の健全な普及、発達を図り、あわせて職域団体相互の親睦、融和を図るのを目的とする。

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

1. 京都府実業団の各種競技会を行う。
2. バドミントン技術に関する研究会および講習会を開催する。
3. その他本連盟の目的を達成するために必要な事項。

第3章 加盟および脱退

第6条 本連盟に加盟しようとする団体は別に定める加盟金を添え申請するものとする。

加盟団体は、会長に届出て退会することができる。

会員の資格は常務理事会の議を経て別に定める。

加盟団体がつぎの場合に該当する時は、理事会の議を経て大会させることができる。

1. アマチュアでなくなったとき。
2. 本連盟の秩序をみだしたとき。
3. 故なく分担金を滞納したとき。

第4章 役員

第7条 本連盟はつぎの役員を置く。

会 長.....	1 名
副会長	3 名 以内
理事長	1 名
副理事長.....	4 名 以内
常務理事.....	若干名
理 事.....	各加盟団体より1名及び推薦理事若干名
監 事.....	2 名

第8条 会長、副会長は総会において推せん決定する。

会長は本連盟を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 理事長および副理事長は、常務理事の互選による選出または総会において推せん決定し、会長がこれを委嘱する。

理事長は、会長の指示を受け会務を執行する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。また、常務理事は常務理事会を組織し理事長を補佐する。

第10条 常務理事は、総会において理事より選出し会長がこれを委嘱する。

常務理事は、本連盟の事業を運営し執行する。

事業遂行のため常務理事には、適当な専任職務を委嘱する。

第11条 監事は、総会において加盟団体より選出し会長がこれを委嘱する。

監事は、本連盟の会計監査を行う。

第12条 理事は、本連盟に加盟した職域団体より1名選出されたものおよび理事会が推薦したものとし、会長がこれを委嘱する。

第13条 本連盟は、必要に応じて総会の議を経て、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与をおくことができる。

第14条 役員任期は、2年間とし、再選はかまわない。

補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

第15条 本連盟の運営にあたり、総会、常務理事会を設ける。

また必要に応じて専門委員会を設ける。

第16条 総会は、会長、副会長、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、理事長、副理事長、常務理事、理事で構成し、毎年一回開くものとする。

第17条 総会は、つぎの事項を審議する。

1. 事業および会計報告ならびに承認
2. 予算の編成ならびに事業計画
3. 規約の改廃
4. 役員の選任
5. 加盟金、分担金の決定
6. その他の重要事項

第18条 臨時総会は、会長が必要と認めた時または常務理事会の3分の2以上の請求があった時に臨時に開く。

第19条 総会は会長がこれを招集する。

第20条 総会の議長は、会長がこれにあたり会長不在のときは、出席した構成員の中から選任する。

第21条 常務理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事にて構成する。

常務理事会は、総会により委任せられた事項および本連盟の事業計画を立案、審議、決定、運営、執行する。

第22条 常務理事会は理事長がこれを招集する。

第23条 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第24条 総会および常務理事会は、その構成員の半数以上が出席し成立するものとする。

総会と常務理事会の議決は出席者の過半数をもって決する。

可否同数のときは、議長がこれを決する。

第25条 専門委員会は、常務理事会の推せんにより選任された専門委員をもって構成する。

この委員会の規定は、常務理事会の決議により別に定める。

第6章 経費および会計

第26条 本連盟の経費は、加盟団体の分担金、会費（大会参加料等）および寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第27条 本連盟の加盟団体は、別に定める分担金を納金するものとする。

第28条 会費は、各大会または行事ごとに別に定める。

第29条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

第7章 規約の改廃

第30条 この規約の改廃は、構成員の3分の2が出席した総会において過半数の賛成をもって議決しなければならない。

付 則

1. この規約は、昭和30年4月1日から施行する。
2. この規約に定まっていない事項については常務理事会の議を経て決定する。
3. この規約の一部を改正し、昭和43年4月1日から施行する。
4. この規約の一部を改正し、昭和46年4月1日から施行する。
5. この規約の一部を改正し、昭和50年4月1日から施行する。
6. この規約の一部を改正し、昭和62年4月1日から施行する。
7. この規約の一部を改正し、平成2年4月1日から施行する。
8. この規約の一部を改正し、平成7年4月1日から施行する。

解 説

本規約にいう職域団体とは、京都府下に所在する会社、官庁、銀行、商店などをいう。また、支店、工場等が京都府下に散在するものも、これをまとめれば同一事業所とみなす。